

県立スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

県立スケート場条例の一部を改正する条例

県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）					
1 個人使用の場合の利用料金の上限額				1 個人使用の場合の利用料金の上限額					
区分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般	区分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般		
普通利用料金の上限額（1回につき）	[略]	円 490	円 680	普通利用料金の上限額（1回につき）	[略]	円 500	円 700		
回数利用料金の上限額（6回につき）	840	2,460	3,450	回数利用料金の上限額（6回につき）	860	2,530	3,550		
定期利用料金の上限額（1シーズンにつき）	競技関係者	3,390	9,900	13,800	定期利用料金の上限額（1シーズンにつき）	競技関係者	3,490	10,190	14,200
	その他の者	6,770	19,790	27,610	その他の者	6,970	20,360	28,410	
附属の設備の利用料金の上限額	靴（1回につき）	[略]	420	560	附属の設備の利用料金の上限額	靴（1回につき）	[略]	430	580
	[略]				[略]				
[略]				[略]					
2 貸切使用の場合の利用料金の上限額				2 貸切使用の場合の利用料金の上限額					
区分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合	区分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合		
アイスホッケーリンクの	土曜日及び休日	円	円	アイスホッケーリンクの	土曜日及び休日	円	円		

利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）		<u>12,870</u>	<u>25,760</u>
	その他の日	<u>9,650</u>	<u>19,320</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>31,060</u>	<u>62,130</u>
	その他の日	<u>24,840</u>	<u>49,700</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>690</u>	<u>1,420</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,400</u>	<u>2,790</u>
	[略]		

[略]

利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）		<u>13,240</u>	<u>26,510</u>
	その他の日	<u>9,930</u>	<u>19,880</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>31,960</u>	<u>63,930</u>
	その他の日	<u>25,560</u>	<u>51,140</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>710</u>	<u>1,460</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,440</u>	<u>2,870</u>
	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。